

じどうふようてあて

児童扶養手当



父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

①手当を受けることができる方

手当を受けることができる方	支給月額
次の児童を監護する父又は母（監護、生計同一）又は養育者（同居、監護、生計維持）	●児童1人の場合 全部支給 45,500円 一部支給 10,740円～45,490円
手当の支給対象となる児童	
父又は母と生計を別にしている児童等で次のいずれかの状態にある場合（支給されるのは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童。ただし、中程度以上の障害を有する場合は20歳未満） ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母の生死が明らかでない児童 ④父又は母が1年以上遺棄している児童 ⑤父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑧父又は母が重度の障害を有する児童	●児童2人目の加算額 全部支給 10,750円 一部支給 5,380円～10,740円 ●3人目以降の加算額（1人につき） 全部支給 6,450円 一部支給 3,230円～6,440円

手当が支給されない場合又は受給資格が喪失する場合

次の場合は手当が**支給されない**又はすでに支給されているときは**受給資格が喪失**します。
(受給中に、次の場合に該当することとなったときは、必ず届出てください)

- ①受給者が婚姻したとき（養育者を除く）
 - ②受給者が婚姻の届出はなくても事実上の婚姻関係となったとき（養育者を除く）
(事実上の婚姻関係とは、異性（前夫又は前妻に限りません）と同居又は定期的な訪問がある場合等をいいます。)
 - ③受給者が児童の死亡や、転出によりその児童を監護（養育）しなくなったとき
 - ④受給者が母（父）である場合に、児童が父（母）と生計を同じくするようになったとき
 - ⑤児童が児童福祉施設に入所したとき又は里親に委託されたとき
 - ⑥刑務所等に拘禁中の父又は母が出所したとき
 - ⑦遺棄している児童の父又は母から連絡、訪問、送金等があったとき
 - ⑧受給者又は児童が日本国内に住所がなくなったとき
 - ⑨受給者が公的年金（国民・厚生・共済・障害・遺族年金等）を受けようになったとき
 - ⑩児童が父又は母の死亡により支給される公的年金又は遺族補償を受けようになったとき
 - ⑪児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象になったとき
(その他にも受給できない場合があります)
- ※⑨～⑪について、年金額により児童扶養手当が一部支給される場合がありますのでご連絡ください。

公的年金（遺族年金、障害厚生年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している人は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。
障害基礎年金を受給している人は、年金の子の加算部分の額と児童扶養手当額との差額を受給できます。

資格がなくなってから手当を受け取った場合は、その間に支払われた手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
(なお、偽り、その他不正の手段によって手当を受けた場合は、罰せられることがあります。)

[参考]児童扶養手当法第35条(罰則)

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は、罰金に処する。

②所得の制限について

請求者及び同一生計にある扶養義務者（住民票が世帯分離の場合を含む）の前年度の所得が制限額以上あるときは、手当の一部又は全部が支給されません。

扶養親族等人数	本人（請求者）		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以降	1人増すごとに380,000円を加算		

(注)1.扶養親族等とは、所得申告時に申告した扶養親族の人数です。

2.扶養義務者とは、請求者と同一生計の直系血族、配偶者及び兄弟姉妹をいいます。

●一部支給の場合の計算式（令和6年4月時点）

一部支給手当額＝45,490円－(X－Y)×0.0243007 ※

X＝所得額（源泉徴収票の給与所得控除後の金額、または確定申告書の所得額の合計一下記のその他国所額
Y＝全部支給所得制限限度額（例えば扶養0人であれば49万円）＋下記の所得制限に加算される額

(注)監護する児童の父又は母から養育費（金銭・有価証券等）を受け取っている場合はその額の8割が「所得」として取り扱われます。

対象児童が2人以上の場合は、下記算出方法にもとづき、手当額が加算されます。

2人目：10,740円－(X－Y)×0.0037483※

3人目以降1人につき：6,440円－(X－Y)×0.0022448※

※(X－Y)×係数の部分は10円未満四捨五入

○児童1人の場合の児童扶養手当支給額一覧表（目安）

控除後の所得額	手 当 額			
	扶養0人	扶養1人	扶養2人	扶養3人
～490,000円	全部支給	全部支給	全部支給	全部支給
490,000円～ 870,000円	45,490円～ 36,260円	全部支給	全部支給	全部支給
1,250,000円～ 1,630,000円	36,260円～ 27,020円	45,490円～ 36,260円	全部支給	全部支給
1,630,000円～ 1,920,000円	27,020円～ 17,790円	36,260円～ 27,020円	45,490円～ 36,260円	全部支給
1,630,000円～ 1,920,000円	17,790円～ 10,740円	27,020円～ 19,970円	36,260円～ 29,210円	45,490円～ 38,440円
1,920,000円～ 2,300,000円	支給停止	19,970円～ 10,740円	29,210円～ 19,970円	38,440円～ 29,210円
2,300,000円～ 2,680,000円	支給停止	支給停止	19,970円～ 10,740円	29,210円～ 19,970円
2,680,000円～ 3,060,000円	支給停止	支給停止	支給停止	19,970円～ 10,740円
3,060,000円～	支給停止	支給停止	支給停止	支給停止

※年1回消費者物価の変動に基づいて手当額が見直されます。

●その他控除額

所得控除	金 額	所得制限に加算される額	金 額
障害者	270,000円	特定扶養親族（受給者本人）	150,000円
特別障害者	400,000円	老人扶養親族・老人控除対象配偶者（受給者本人）	100,000円
寡婦（寡夫）※	270,000円	老人扶養親族（扶養義務者及び配偶者）	60,000円
ひとり親※	350,000円	扶養義務者については、扶養親族がすべて老人の場合1人を除く	
勤労学生	270,000円	※受給者が父又は母の場合は、寡婦（寡夫）控除とひとり親控除については適用されません。	
雑損・医療・小規模共済・配偶者特別控除に相当する額			
児童扶養手当控除（社会保険料相当）	80,000円		
給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	100,000円		

③認定の請求

請求の手続きをするには、戸籍謄本等の添付書類が必要となりますが、受給要件により必要となる添付書類が変わりますので、必ず事前に窓口にてご相談ください。

④手当の支払い

児童扶養手当は、認定されると請求した月の翌月分から支給されます。

原則、奇数月（1月、3月、5月、9月、11月）の11日に前月までの2か月分を指定された金融機関の口座へ振り込みます。

支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日
支給対象月	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分

⑤支給より5年等を経過した場合について

支給より5年等を経過した場合は、その時点で就業状況等を調査させていただき、就業等をしていない場合（障害や病気等の理由で就業できない場合は除きます）は、手当の2分の1が減額となります。

⑥認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに届出てください。

届出書類	届出事由
資格喪失届	このパンフレットに記載される支給されない場合に該当することになったとき 【注意】届出が遅れるとその間に受けた手当が全額返還となる場合があります。該当することになったときは、すみやかに届出てください。
現況届	受給者の方（所得制限のため支給停止の方も含みます）は、毎年8月中に提出する必要があります。 現況届は毎年7月末～8月上旬に対象の方に郵送します。 【注意】この届出を怠ると、その年の11月（1月11日支払）以降の手当は受けられません。また、2年間届出なかった場合は、時効により受給資格が消滅します。
額改定届	児童が施設に入所する等して、支給対象児童が減ったとき
額改定請求	新たに対象児童が増えたとき
支給停止関係（発生・消滅・変更）届	受給者の方や扶養義務者が所得申告を修正・更生したとき。または扶養義務者と同居や別居したとき
受給者死亡届	受給者が死亡したとき
氏名変更届	受給者や児童の氏名が変わったとき
住所・支払金融機関変更届	住所又は支払金融機関が変わったとき 【注意】支払日前月20日以降に口座の変更や解約をすると、手当が振り込まれない場合があります。
証書亡失届	証書をなくしたり、汚損して使えなくなったとき
公的年金給付等受給状況届	・公的年金を受けるようになったとき ・児童が公的年金を受給、または公的年金の加算対象になったとき ・支給される公的年金給付の額が変更になったとき

お問合せ
窓口

白山市健康福祉部 子育て支援課

〒924-8688白山市倉光二丁目1番地
TEL:076-274-9575 FAX:076-274-9547
E-mail: kosodate@city.hakusan.lg.jp

もしくは最寄りの各支所

美川支所市民福祉課 TEL:076-278-8117(直)
鶴来支所市民福祉課 TEL:076-272-1113(直)
河内市民サービスセンター市民サービス課 TEL:076-272-1100(代)
吉野谷市民サービスセンター市民サービス課 TEL:076-255-5011(代)
鳥越市民サービスセンター市民サービス課 TEL:076-254-2011(代)
尾口市民サービスセンター市民サービス課 TEL:076-256-7011(代)
白峰市民サービスセンター市民サービス課 TEL:076-259-2011(代)

お気軽にご相談ください。